

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人Aの亡夫であり、請求人Bの亡父であるC（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、業務上災害である交通事故により「せき髄損傷」の傷病を負い、療養を継続し、昭和〇年〇月〇日治癒となり、その後、再発と認定され、傷病補償年金を受給し療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日死亡した。死亡診断書によると、直接死因：「心不全」、死因の種類：「病死及び自然死」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、被災者のせき髄損傷とその併発疾病が直接死因「心不全」の原因となった、あるいは、全身状態を悪化させて終末期の状態として心停止を生じさせた旨主張するところ、以下検討する。

(2) せき髄損傷と被災者の直接死因である心不全との因果関係についてみると、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「胸部エックス線画像にて肺うっ血を認め、心不全の保存的治療を行う。一時改善したが、再悪化し死亡。心不全であり、せき髄損傷と直接関係はないと考える。」と述べており、被災者のせき髄損傷と心停止との間には相当因果関係は認められない旨の所見を示している。また、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は、昭和〇年〇月〇日受傷の外傷による神経因性膀胱で排尿障害があった。このため、膀胱留置カテーテル管理で月1回交換していた。膀胱留置カテーテル管理を長年月続けており、尿路感染症の合併を起こしやすく、全身状態の悪化の一因となる可能性はあり、直接死因ではないものの、間接的な影響はあったものと考えられる。」と述べており、これは、被災者のせき髄損傷による神経因性膀胱と心不全との間の直接的な相当因果関係は認められず、あくまで全身状態の悪化の一因としての影響を示唆するにとどまるものであると認められる。

(3) また、F医院の診療録には、「高血圧症に起因すると推定される腎障害を合併。平成〇年には慢性腎臓病となり、その後腎臓機能低下による高カリウム血症を合併、治療を開始する（高カリウム血症に対する治療）。」、「被災者は、高度の高血圧症が長期化し、それによる心臓の負担が高度となり、平成〇年〇

月の時点で心不全検査NT-proBNPが1289pg/mlと非常に高値であった（基準125pg/ml以下）。利尿剤を継続投与していたとしても、NT-proBNPが1200pg/ml以上で推移、最終的に心不全増悪したと思われる。」などの記載が認められ、被災者の高血圧症による心臓への負担が大きかったことが推測される。

- (4) さらに、G病院作成の診療録及び血液検査所見などを精査するも、死に至るような感染症の存在を疑わせるものも認められない。
  - (5) 以上を総合すると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、被災者のせき髄損傷と直接死因「心不全」については、相当因果関係が認められず、高血圧症や糖尿病などの被災者に内在する病変が自然経過の中で増悪し、それによる心臓負担が増大し、死に至ったものとみるのが相当であると判断する。
  - (6) なお、請求代理人は、平成〇年〇月〇日付けH医師作成の意見書を提出し、同意見書において、H医師は、被災者の死亡原因の最も重要な疾患は、昭和〇年〇月〇日に受傷したせき髄損傷である旨主張するも、同主張を客観的かつ的確に裏付ける資料は見当たらず、推測の域を出ないものであることから、採用することはできない。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。